

中間報告骨子(案)に対する 委員のご意見

中間報告骨子(案)に関する委員のご意見

- 第3回検討会において、中間報告骨子(案)をお示し、概ねご了解をいただいたところ。
- 中間報告骨子(案)に関する、委員の皆様からの主なご意見は以下のとおり。

中間報告骨子(案)

① 出動手当

- ・ 出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。
また、旅費等については、別途必要額を措置すること。
- ・ 出勤は1日＝7時間45分を基本とすること。1日当たりの報酬は、他の類似制度を踏まえ、7,000円程度を標準的な額とすること。
具体的な額は、市町村において、出勤の態様や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・ 支給方法については、個人に直接支給すべきであること。

② 年額報酬

- ・ 出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・ 金額については、団員は年額36,500円を標準的な額とし、市町村において、階級や職責等を勘案し、均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・ 支給方法については、個人に直接支給すべきであること。

第3回検討会で出た委員からのご意見

- ・ 消防団の活動や財政事情は地域により様々であるため、標準額に引き上げることを強制したり、標準額に満たない団体に対しペナルティを課したりすることはやめていただきたい。
- ・ 国費での直接補助は困難と承知しているが、地方交付税などあらゆる手段で支援をお願いしたい。
- ・ 出勤報酬への課税については、できるだけ非課税か低い税率にしていきたい。
- ・ これまで、消防団員の方の謙虚な気持ちに甘えるところもあり、実際の労苦に比べ、消防団員の方の報酬や出動手当は低すぎると思う。
- ・ 財政状況の厳しい中ではあるが、これからの災害の時代を乗り越えるために不可欠な存在である消防団に対する社会的評価として、7,000円以上に標準額を引き上げてよいのではないか。個人的には8,000円でも良いと思う。

中間報告骨子(案)に関する委員のご意見

中間報告骨子(案)

③ 消防団の運営費

- ・ 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬）と、消防団活動に必要な経費（装備や被服等）はきちんと区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

④ 地方公共団体における対応

- ・ ①から③を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置をすべきであること。

⑤ 国による助言・財政措置

- ・ 国においては、①から④を各地方公共団体に対して助言を行うこと。
- ・ また、制度の見直しにあわせ、財政措置のあり方についても必要な検討を行うこと。

⑥ その他

- ・ 消防団員の確保のためには、年額報酬等の処遇改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき課題があるため、令和3年4月以降もこれらの項目について精力的に検討すること。

第3回検討会で出た委員からのご意見

- ・ 消防団運営費について市町村がしっかりと予算措置することが、報酬等の個人への直接支給に繋がっていくため、重要な指摘である。
- ・ 消防団の運営に必要な経費と、個人で支払うべき経費とを分けるというのは非常によいこと。
- ・ 報酬を個人支給にすることで、消防団・分団の運営費が減少するという事は避けるべき。
- ・ 殉職された団員の補償や、遺族に対する奨学金制度などの充実も今後議論していきたい。
- ・ 消防団員のなり手が無い要因として、操法訓練の負担が大きいことがある。操法訓練について良い案があればお示しいただきたい。
- ・ より実践に即した訓練になるよう議論をすべき。
- ・ 消防団の活動は消火だけでなく、活動の幅が広がっている。団員それぞれが得意な分野で活躍するのがいいのでは。
- ・ 訓練を通じた団員同士の団結・つながりがあるとの意見もあり、この点も踏まえ議論が必要。
- ・ 消防団の方向けの研修・訓練を充実させることを通じ、消防団員のやる気を満たしていくことが重要